

## 改正貸金業法完全施行後2年間の経過を見ての会長声明

2010年（平成22年）6月18日に改正貸金業法が完全施行され、出資法の上限金利引下げ（金利規制）と、年収の3分の1以上の貸付の禁止（総量規制）等の規制が施行されてから2年が経過した。2006年（平成18年）12月の法改正から現在までの経過を見るに、多重債務問題対策としての上記法改正の効果は極めて顕著に現れている一方で、ヤミ金被害は大きく減少しているものの拡大している様子は全くない。今後も改正貸金業法の主眼である金利規制及び総量規制については、その例外を認めることなく、その徹底した施行を継続し、更なる多重債務者救済に尽力することが極めて重要であると考え、当会はこの会長声明を表明するものである。

そもそも、多重債務に陥る根本原因は、高金利と過剰融資にある。従って、これらに対する規制が多重債務問題対策として最も有効であり不可欠なものであることは明白である。実際にも、5件以上の借入を有する多重債務者は、全国で、法改正時の230万人から44万人に激減し、自己破産者も同様に年間17万人から10万人に激減している。また、多重債務による自殺者は、1973人から998人に半減するなど、多重債務問題対策として改正貸金業法が大きな成果を上げていることは統計上明かである。

また、改正貸金業法による金利規制・総量規制は、ヤミ金対策としても効果的なものとなっている。改正法成立・施行に伴い、ヤミ金被害は大きく減少している。例えば、群馬県消費生活センターにおけるヤミ金に関する相談状況は、平成15年度の年493件を頂点として減少を続け、法改正時の平成18年度は207件、平成22年度は53件にまで激減している。これは、ヤミ金の主要な貸付先が多重債務者であったことから、金利低下により多重債務者が減少し、ヤミ金の利用者も減少し、これによって、ヤミ金が減少したものである。すなわち、改正貸金業法の金利規制・総量規制は、ヤミ金対策としても非常に効果的だったのである。

ところが驚くべきことに、現在、与野党の一部国会議員から、正規の貸金業者から借りられない人がヤミ金から借入れをせざるを得ず、潜在的にヤミ金被害が広がっている、とか、零細な中小企業の短期融資の需要がある、などとして、金利規制や総量規制を見直せとの動きが生じている。しかし、既に述べたとおりヤミ金被害は大きく減少しているものの、これが広がっている様子はない。規制の見直しは、借金に苦しむ被害者を増加させ、かえってヤミ金の被害者を増やし、ヤミ金の増加につながるという、かつての「負のスパイラル」に逆戻りするだけであり、国民生活を守るという観点から見る限り、かかる見直しには合理性は無い。ヤミ金被害は徹底的な取締により解決すべきものである。正規の貸金業者から借りられない人に対しては、セーフティネットの再構築や相談体制の更なる充実を図ることで対応すべきである。また、中小企業に対して必要な対策は、「短期かつ高利の資金の提供」ではなく、総合的な経営支援である。

当会は、改正貸金業法完全施行の成果を無にする金利規制・総量規制の緩和に強く反対する。

2012年（平成24年）8月21日

群馬弁護士会

会長 石 原 栄 一